

年金制度改正の 議論を読み解く

9 国民年金保険料の納付猶予 制度の方向性

2024 年 9 月

日本総合研究所特任研究員 高橋俊之

2025 年の年金制度改正に向けて、厚生労働省の社会保障審議会年金部会の 2 巡目の議論が進められています。制度改正の議論について、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えます。

連載第 9 回は、9 月 20 日の年金部会で、国民年金保険料の納付猶予制度について、年金局の案が説明され、議論が行われましたので、その内容と論点について解説します。

□目次

1. 国民年金保険料の納付猶予制度の概要

- (1) 平成 16 年改正で非正規雇用の若年者の増大を踏まえた 30 歳未満の臨時措置
- (2) 平成 26 年改正で納付猶予制度の期限を 10 年延長し、対象者を 50 歳未満に拡大
- (3) 令和 2 年改正では次の改正時に見直しを検討することとして 5 年再延長
- (4) 納付猶予と申請免除、学生納付特例との関係

2. 納付猶予制度の適用状況

3. 納付猶予制度に関する検討の方向性

- (1) 納付猶予制度の現状と課題
- (2) 年金局が示した検討の方向性の案
- (3) 年金部会での委員の意見は分かれた
- (4) 免除・猶予制度は、基本に立ち返って検討する必要がある

1. 国民年金保険料の猶予制度の概要

(1) 平成 16 年改正で非正規雇用の若年者の増大を踏まえた 30 歳未満の臨時措置

国民年金の保険料は、被保険者本人が納付するものですが、本人が保険料を納付できない場合にも将来の年金給付に結びつける観点から、**世帯主と配偶者に連帯して保険料を納付する義**

務が課されています。

このため、国民年金保険料の**免除制度**は、**被保険者、配偶者及び世帯主の前年所得が一定以下であることを要件**としており、本人の所得が基準以下でも、世帯主の収入が基準以上である場合には、保険料免除の対象とはなりません。

2004（平成 16）年の改正では、当時、20 歳代で非正規雇用の労働者が増大していた状況を踏まえ、将来の無年金・低年金を防止するため、**30 歳未満の者**については、2005（平成 17）年 4 月から 2015（平成 27）年 6 月までの **10 年間の期間限定の措置**として、**同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件により保険料納付を猶予する「若年者納付猶予制度」が創設**されました。（平成 16 年改正法附則第 19 条）

納付猶予を受けた者は、**10 年間は保険料を追納**できます。納付猶予された期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入されます。また、追納が行われない場合、**免除制度の場合には老齢基礎年金の年金額の計算に国庫負担分のみは反映**されますが、**納付猶予制度では反映されません**。

1991（平成 3）年のバブル崩壊後の不況により就職難となった時期は、**就職氷河期**と呼ばれ、有効求人倍率は 1993 年から 2005 年まで 1 を下回り、2004（平成 16）年改正の頃には、20 歳代の若年者で非正規雇用が増大していました。そのため、10 年間の納付猶予を行うことにより、いずれ景気が回復して就職状況が改善し、保険料を納付できるようになった時点で、追納していただくことを期待した仕組みです。

（2）平成 26 年改正で納付猶予制度の期限を 10 年延長し、対象者を 50 歳未満へ拡大

2014（平成 26）年改正では、**非正規雇用の労働者が中高年を含む幅広い世代で増加**していること等を踏まえ、30 歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の 2015（平成 27）年 6 月までの期限を、2025（令和 7）年 6 月までに **10 年間延長**するとともに、**50 歳未満の者についても納付猶予制度の対象に拡大**されました。（平成 26 年改正法附則第 14 条）

これは、**就職氷河期世代が、30 歳代、40 歳代となっても不安定なままの人が多かったため**、対象年齢が 50 歳未満に拡大されたものです。

2014（平成 26）年改正は、概ね 5 年に 1 度行われてきた年金制度改革とは別に行われた法律改正です。年金事業運営改善法（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律）と呼ばれ、年金事業の運営の改善を図るため、事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設、年金記録の訂正手続の創設等とともに、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大等を行った改正です。

(3) 令和 2 年改正では次の改正時に見直しを検討することとして 5 年再延長

その後、2020（令和 2）年改正で、期限を **5 年再延長**したことにより、現在は **2030（令和 12）年 6 月までの時限措置**となっています。

2020 年改正に向けた検討が行われていた当時、2019（令和元）年 6 月には、「**就職氷河期世代支援プログラム（3 年間の集中支援プログラム）**」が策定されました。これは、30 代半ばから 40 代半ばに至っている就職氷河期世代が、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いていたり、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいることから、100 万人程度の支援対象者への支援を行い、同世代の正規雇用者を 30 万人増やす、という目標を立てて、相談、職業訓練、就職支援を行うものです。

年金局内では、臨時の措置であった納付猶予制度を長期間継続しても、必ずしも納付に結びつかないとして、期限を延長せず終了することも検討されましたが、就職氷河期世代の 3 年間の集中支援プログラムが策定されたばかりの時期であったことから、次の改正時に検討することとして、5 年間の再延長をしました。

(4) 納付猶予と申請免除、学生納付特例との関係

国民年金保険料の納付猶予と申請免除、学生納付特例との関係は、図表 1 のとおりです。また、所得基準は、図表 2 のとおりです。

納付猶予は、所得基準は全額免除基準以下ですが、世帯主の所得は問いません。一方、**申請一部免除は、全額免除基準よりも所得基準が広く設定**されています。納付猶予は、追納しないと給付に結びつきませんが、**全部または一部の申請免除は、国庫負担相当分の給付**があります。**10 年間追納できる点は、免除も納付猶予も同じです。**

学生は、学生納付特例の対象となる代わりに、申請免除や納付猶予の対象となりません。学生納付特例は、追納しなければ給付に結びつかないことは、納付猶予と同じですが、所得基準は半額免除基準以下であり、納付猶予よりも広がっています。これは、収入を得る就労活動に入る前の時期という学生の特性による配慮です。

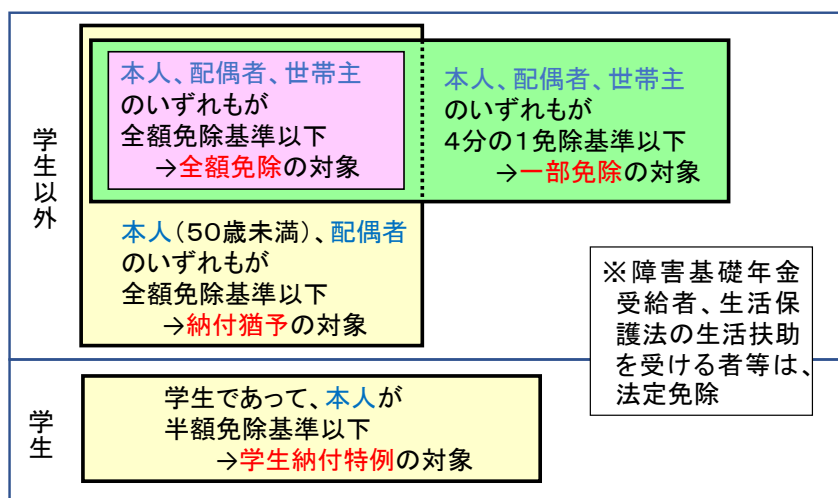
納付猶予制度は、被保険者に優しい制度のようであり、**追納しないと国庫負担相当分の給付にも結びつきませんから、実際は、本人に冷たい制度**と言うべきだと思います。

免除制度は、国民皆年金の理念の下で、20 歳以上 60 歳未満の全員が被保険者となり、保険料納付義務を負う仕組みの中で、**低所得世帯については、申請等により納付義務を免除した上で、国庫負担相当分のみ給付**するという制度です。

一方、納付猶予は、**今は収入が低いけれども、しばらくたてば追納するに十分な収入が得られるようになる、という前提に基づいた制度**であり、役割と考え方が異なります。

図表1

国民年金保険料の免除と猶予



種類	所得基準額	所得基準の対象	期間等	年金給付	追納
申請免除	図表2 参照	本人・世帯主・配偶者の前年所得	・7月～翌年6月期間 ・学生は対象外	国庫負担相当分の給付あり	10年間追納できる
納付猶予	全額免除の基準と同じ	本人・配偶者の前年所得	・納付猶予は50歳未満が対象	追納しないと給付に結びつかない	
学生納付特例	半額免除の基準と同じ	本人の前年所得	4月～翌年3月期間		

(資料) 厚生労働省年金局「年金制度の仕組みと考え方」第2(公的年金制度の体系) 11ページ

図表2

	申請免除の所得基準	所得基準のめやす () は収入		
		4人世帯 夫婦・子2人	2人世帯 夫婦のみ	単身世帯
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円	172万円 (257万円)	102万円 (157万円)	67万円 (122万円)
4分の3免除 (4分の1納付)	88万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額など	202万円 (300万円)	126万円 (191万円)	88万円 (143万円)
半額免除	128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額など	242万円 (357万円)	166万円 (248万円)	128万円 (194万円)
4分の1免除 (4分の3納付)	168万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額など	282万円 (407万円)	206万円 (305万円)	168万円 (251万円)

※本人・世帯主・配偶者の前年所得

※「扶養親族等」は、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族

※上記の「38万円」は、扶養親族等が、老人控除対象配偶者、老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)、控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)であるときは63万円

※「めやす」は、控除額により変動する。配偶者は70歳未満、子は16歳未満と仮定。社会保険料控除は考慮していない。収入は、給与所得者である場合の年収ベース。

(資料) 厚生労働省年金局「年金制度の仕組みと考え方」第2(公的年金制度の体系) 11ページ

2. 納付猶予制度の適用状況

図表 3 のとおり、納付猶予の適用者の年齢をみると、20 歳代前半が 32.6%、20 歳代後半が 27.5%であり、**30 歳未満の若年者が 6 割**を占めています。

納付猶予適用者の就労状況をみると、**無職が 52.9%、パート・アルバイト・臨時雇用が 34.2%であり、これらが 8 割以上**を占めています。

また、納付猶予適用者の世帯人員別の割合をみると、**3 人世帯が 37.6%、4 人世帯が 30.1%**と多くなっています。

図表 3

納付猶予適用者の年齢

20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	合計
18.3万人 (32.6%)	15.4万人 (27.5%)	10.5万人 (18.7%)	5.5万人 (9.8%)	3.5万人 (6.2%)	2.8万人 (5.0%)	56.1万人 (100.0%)

納付猶予適用者の就労状況

自営業主	家族従業者	常用雇用	パート・アルバイト・臨時	無職	不詳	合計
2.5万人 (4.5%)	1.7万人 (3.0%)	1.9万人 (3.4%)	19.2万人 (34.2%)	29.7万人 (52.9%)	1.0万人 (1.8%)	56.1万人 (100%)

納付猶予適用者の世帯人員別の割合

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上世帯	不明	合計
2.1万人 (3.7%)	7.5万人 (13.4%)	21.1万人 (37.6%)	16.9万人 (30.1%)	6.0万人 (10.7%)	2.4万人 (4.3%)	0.1万人 (0.2%)	56.1万人 (100%)

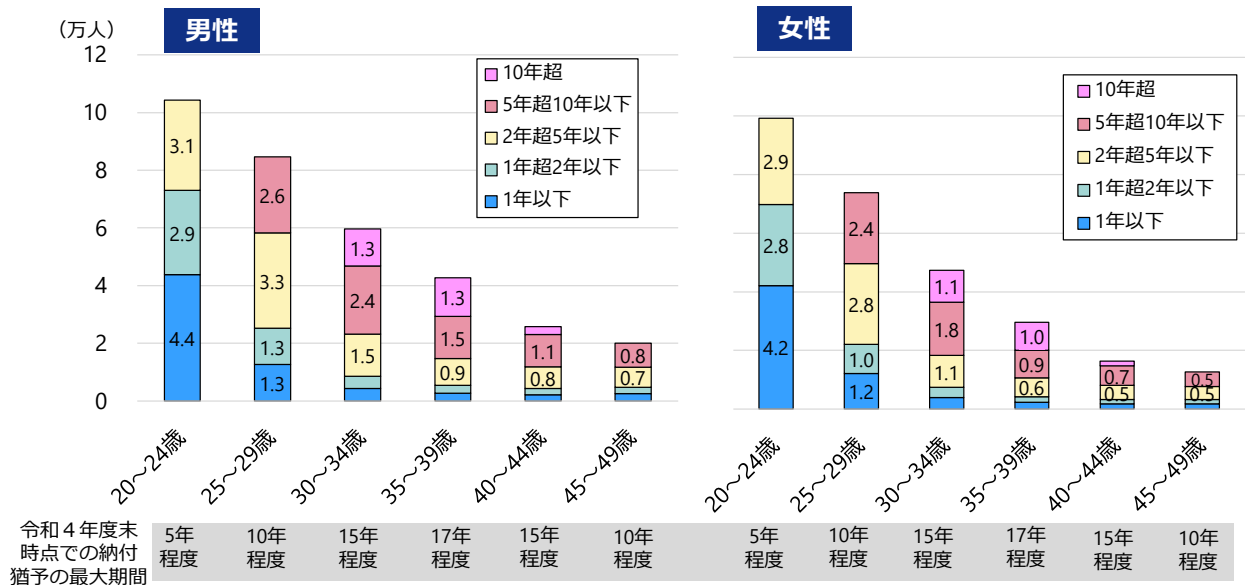
(資料) 令和 2 年国民年金被保険者実態調査
⇒2024年9月20日 年金部会資料 2、p10、p12

次に、納付猶予適用者における納付猶予の適用期間をみると、図表 4 のとおり、**30 歳代では 5 年超が 6～7 割を占め、10 年超も 2～3 割**を占めています。長期間にわたり納付猶予の適用を継続して受けている人は、追納に至らない人が大多数ではないかと考えられ、納付猶予の本来の趣旨に合わないと考えられます。

納付猶予適用者の**世帯構成員の所得の分布**をみると、図表 5 のとおり、**5 割超は 100 万円以下の水準**にある一方で、**1 割弱は 450 万円以上**（収入ベースで概ね 850 万円以上）の水準となっています。納付猶予の適用者の中には、免除基準に該当している人が多数含まれている一方、世帯主に保険料納付の余力がある人も、多数含まれている実態にあります。

図表4 納付猶予適用者における納付猶予の適用期間

現在納付猶予が適用されている者について、その納付猶予の適用期間は、特に30歳代では5年超の者が半数以上存在している。

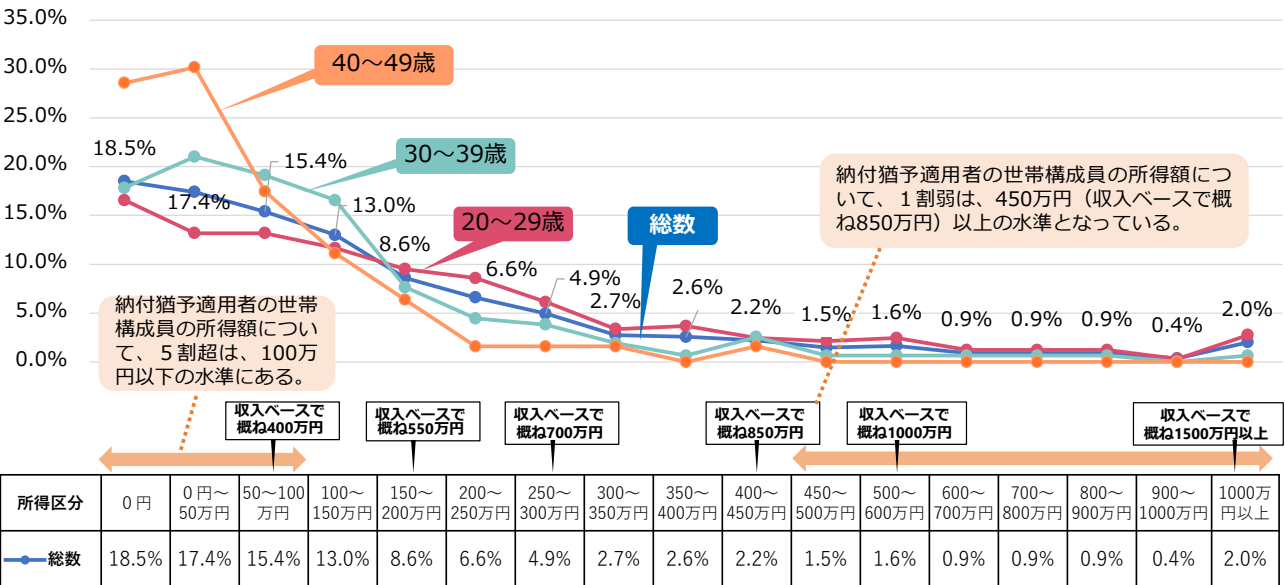


※納付猶予制度を利用可能な年数は、対象年齢拡大の改正経緯等により、5歳ごとに区切った年齢階級に応じて差がある。

※年金局調べ（令和4年度末時点）

（資料）2024年9月20日 年金部会資料2、p9

図表5 納付猶予適用者の世帯構成員の所得の分布



（出典）厚生労働省「令和2年国民年金被保険者実態調査」より作成

※所得額は一部免除基準に用いる所得の範囲であり、総所得金額から「38万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等」を控除して得た額であり、課税所得ベースの額となっている。

※「収入ベース」として記載している金額は、配偶者と被扶養者（子（納付猶予適用者）1名）がいることを想定し、給与所得控除等の各種控除を控除した課税所得ベースとのおおよその関係を示した参考額。

（資料）2024年9月20日 年金部会資料2、p11

3. 納付猶予制度に関する検討の方向性

(1) 納付猶予制度の現状と課題

納付猶予制度は、平成 16 年改正で時限措置として導入され、現在は 2030（令和 12）年 6 月までの時限措置とされています。対象者の拡大、期間の延長をしてきたことで、幅広い世代に利用されている制度となっていますが、**納付猶予制度の導入時と比較すれば、雇用環境等は改善していますし、短時間労働者の適用拡大により、非正規雇用でも社会保険に加入できる機会が広がっています。**

また、納付猶予期間は、追納しない限り年金額には反映されませんが、受給に必要な資格期間には反映される利点があります。しかし、納付猶予制度の導入時は、老齢基礎年金の受給には受給資格期間が 25 年必要でしたが、**現在は必要となる受給資格期間は 10 年に短縮**されています。

納付猶予制度の適用者数は、**令和 4 年度時点で約 58 万人**であり、そのうち、**納付猶予期間 2 年以下である者がどの世代でも半数程度**いる一方、**年齢が進むと、納付猶予期間が 5 年超、10 年超の人が多数**を占めます。

全額免除と納付猶予では所得基準が同じであり、**単身世帯で全額免除が適用できる状態にあるにもかかわらず、納付猶予に留まっている場合**もあります。また、**2 人以上世帯をみても、世帯主の所得が全部または一部の申請免除基準以下の場合**があります。

一方で、納付猶予制度は、世帯主の所得を問わない制度ですが、納付猶予適用者の中には、**世帯主に一定以上の所得があり、保険料負担能力がありながらも納付猶予が適用されている場合が多数**あります。

追納の実績データが示されていないので、明確には判断できませんが、納付猶予制度は、今は収入が低いけれども、しばらくたてば追納するに十分な収入が得られるようになって、追納ができる、という前提に基づいた制度です。そのような見込みが立っていない人に漫然と継続して適用するならば、本来の目的にそぐわないことになります。

(2) 年金局が示した検討の方向性の案

年金局が年金部会に提示した納付猶予制度に関する検討の方向性では、将来の無年金・低年金を防止する役割を維持しつつ、将来の年金給付につなげるため、

- ① 納付猶予制度については、被保険者の**対象年齢の要件は現行通り（被保険者が 50 歳未満であること。）**とした上で、**2030（令和 12）年 6 月までの時限措置とされている時限措置を延長**することを検討してはどうか。
- ② 納付猶予制度の延長に際しては、制度の基本的な考え方は維持しつつ、所得要件について

は、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下であっても、保険料納付の原則に立ち返って **世帯主（親など）に一定以上の所得がある場合は納付猶予の対象外**とし、保険料納付を求めることを検討してはどうか。

としています。

このほか、運用上の整理として、全額免除と納付猶予制度では所得基準が同じであることから、世帯構成の変化により、**新たに免除基準を満たした場合は、円滑に保険料免除へと移行されるよう運用上の整理**を行うことを検討してはどうかとしています。（現行実務においても、納付猶予適用後の世帯構成の変化により保険料免除の適用対象となった者は、本人が希望しない場合は除き、所得審査の年度（7月から翌年6月まで）ごとに保険料免除に切り替える運用を行っている。）

（3）年金部会での委員の意見は分かれた

9月20日の年金部会では、委員から様々な意見が出され、委員の意見は分かれました。

年金局の提案に賛成する意見もあった一方で、時限措置の延長については、生活が困っている人もいるため賛成しつつ、親など世帯主に所得がある場合に猶予を制限することに慎重な意見もありました。

また、猶予制度については、将来的に廃止という意見もありました。「**納付猶予制度については、将来的には廃止したい。納付猶予を受けている人のほとんどが、非正規雇用か無職の方であり、非正規雇用の方には適用拡大によって厚生年金に入っただき、無職の方には世帯としても負担能力がないのであれば、免除制度で救うべきと考える。**」という意見や、「国民年金保険料の納付猶予については、免除もある中で、**追納がなければ身にならない猶予にどれほどの存在意義があるか、将来的には廃止の方向というのが良い。**」という意見です。

また、免除制度にできるだけ誘導すべきという意見もあり、「免除で救える人はそちらへ切り替えていく実務を強化していく方向には賛成。」「**納付猶予は、国庫負担分がつかないし、年金生活者支援給付金の計算のときにもゼロカウント**になってしまう。未納よりはましだが、免除に比べると、損の部分も多いので、**なるべく免除に誘導するような対策をしてもらいたい。**猶予は優しいようで、給付に与える影響は冷たい。」という意見や、「制度の利用者も増えていて、これで助かる人がいるのであれば、継続という考えもうなずけるが、**制度があるからこれに乗っかって猶予を続けやすい面がある。**」という意見がありました。

連帯納付義務の範囲のそもそも論についての意見もあり、「世帯主の連帯納付義務について、個人に保険料負担能力はなくても、世帯全体に負担能力があるならば、年金の受給権につなげるために負担していただく趣旨はわかるが、世帯主だけを特別視するのは古い家制度の考え方

を引きずっているのではないのか、成人の世帯員全体の義務とするか、連帯納付義務の範囲について、再考する必要がある。」という意見がありました。

一方で、世帯主に所得がある場合に猶予を制限することに反対ないし慎重な意見もあり、「親など世帯主の所得が多い場合に納付猶予の対象外とすることについては反対。**本人が困っているときに、家族まかせにせず、手を差し伸べられる社会にする考えの方が良い。**親が年収が高いからといって、所得だけでは見えない事情もある。親などだれかが肩代わりするのではなく、**本人が働いて保険料を負担できるように社会が支援することの方が必要だ。**」という意見や、「例えば、学生が大学院の受験に失敗して浪人した場合は、学生納付特例は利用できないが、納付猶予を利用して滞納を防ぐことができる。親子の関係は様々であり、親が高所得であるからといって、子の保険料を納付するとは限らない。結果としてこれまで納付猶予を利用していた方の中で保険料の滞納が増えるという可能性も考えられる。特に障害年金の場合、短期間の未納でも無年金となることがあるので、その点を懸念している。」という意見もありました。

このほか、働けない人への支援を求める意見もあり、「成人をはるかに超えた年齢の子どもが親と同居して年金保険料すら払えない状況が、これだけ失業率が低い中で生じていることを考えると、働かないというより、**働くことに困難を抱えている層も多いのではないか。**例えば、引きこもり状況なのか、病気療養なのか、何か資格試験の勉強をしていたり大学院を目指しているなどの前向きな状況なのか、相当多様と推測される。納付猶予の相談があったときには、自治体の相談機関を紹介いただくなど、連携をとっていただき、孤独孤立を防ぐような役割も合わせてお願いしたい。」という意見がありました。

延長期間については、「今回の改正では、5年後に見直す余地を残すために、5年間の単純延長で良い。」という意見や、「前回の延長は5年間であったこと、今回の改正で新たな所得制限が検討されることから、**今回の延長についても、5年間とし、制度改正の影響や実態の把握を行うなど、少し細かく検討していくことが良い。**」という意見がありました。

共通して多く出された意見は、エビデンスについての意見で、「エビデンスに基づいた議論が必要であり、適切な判断が行えるよう、**追納した人の割合などのデータも是非示していただきたい。**」という意見がありました。

最後に、議論のまとめとして、菊池部会長からも、「**納付猶予につきまして、エビデンス、追納した人の割合など、データを出して欲しいというご意見が多かった。払えるようになったら払う制度、まさに猶予制度として機能しているかどうかの実態を検証した上で、時限措置の延長をどうするか、という議論をしてはどうかというご意見と私は受け止めております。**」と発言がありました。

(4) 免除・猶予制度は、基本に立ち返って検討する必要がある

ここからは私の意見ですが、納付猶予制度は、免除制度との関係に留意しながら、基本に立ち返って検討する必要があると考えます。

委員の意見にありましたように、納付猶予を受けている人のほとんどが、非正規雇用か無職の人であり、非正規雇用で働く人には適用拡大によって厚生年金に入っただき、**無職の人には世帯としても負担能力がないのであれば、免除制度で救うべき**と考えます。

菊池部会長が最後にまとめられたように、納付猶予制度は、払えるようになったら払う制度ですから、猶予を受けた人がどのくらい追納しているかのデータを見て、猶予制度として機能しているかどうかの実態を検証した上で、時限措置の延長をどうするか、という議論をすべきと考えます。

追納の実績が低いのであれば、今回は、制度を延長せず、2030（令和 12）年 6 月をもって終了すべきと考えます。終了までにまだ 5 年以上あるのですから、周知期間が足りないということはないと思います。

猶予を受けた人のうち、免除では救えない人において、**追納の実績が相当数あり、猶予制度が機能している実態にあるのであれば、年金局の提案のように、世帯主に一定以上の所得がある場合は納付猶予の対象外とした上で、延長**することも考えられます。

この場合の世帯主の所得の基準については、私は、**申請一部免除の所得基準と同水準**とすることが妥当と考えます。申請一部免除の基準を上回る所得があるのであれば、世帯として負担能力が不足していないという判断であり、これと整合的であるべきと考えます。

物価が上昇している中で、今後、これに対応した免除基準の引上げを検討していくべきではないかという論点については、別途検討すれば良いと考えます。

委員の意見にもありましたが、**納付猶予の制度があるが故に、世帯主に所得があるのに世帯主が保険料を負担せず、また本人も追納できる所得状態とならないまま、将来の年金給付に結びつかない**ということを助長している懸念があり、制度による弊害を取り除くことが重要です。

委員の意見の中には、世帯主の連帯納付義務に違和感を持つ意見もありましたが、国民年金保険料だけでなく、**国民健康保険料も、介護保険料も、世帯主には連帯納付義務**があります。**世帯が家計の単位ですから、保険料負担能力は世帯を単位にみるべき**と考えます。

世帯として負担能力があるのに、世帯に属する個人に負担能力がないからと言って、その人の未納を放置して、無年金・低年金にして良いわけではないですし、世帯として負担能力があるのに、負担できない人の保険料の穴埋めを、社会で他の人が共同負担すべきとは言えないと思います。

また、今回は期限が 5 年後に到来する猶予制度について議論が行われていますが、私は、将

来の無年金・低年金を防止するために、免除制度についても、見直しを行う必要があると考えており、「年金制度の理念と構造」の第 15 章（国民年金保険料の免除と猶予）の 4 で詳しく論じています。

現状では、免除基準に該当しながらも、国庫負担相当分の給付に結びつかない人が、少なくありません。①免除を申請しないまま納付しない人は、未納のままだと国庫負担相当分も付きません。また、②一部免除を受けながら納付しない人は、免除が取り消され、未納と同じになります。

このため、私が提案している検討課題は、①**マイナンバー情報連携で得られる情報で免除基準の該当を自動判定**できるように、**免除基準を一部見直し**ではどうか、②**免除基準に該当していれば、免除手続をせずに未納のままでも、免除を適用**してはどうか（基準該当免除制度）、③**学生も、学生納付特例による猶予のほかに、申請免除を選択**できるようにしてはどうか、④**一部免除で未納の場合でも、免除分に応じた国庫負担相当分は給付**してはどうか、という点です。これにより、日本年金機構は、免除手続の勧奨よりも、**納付や追納の勧奨に力を注ぐ**ことができます。

望まれる方向としては、**低所得のため国民年金保険料を納付できない人が、もれなく免除制度を利用して、少なくとも、国庫負担相当分を確実に年金給付に結びつけられるように**していく。そして、**免除基準に該当しない人は、確実に納付し、免除基準に該当していても、納付できる人は納付や追納をして、年金給付に結びつけられるようにする、**ということだと考えます。

※今回とりあげたテーマについては、筆者の書籍「年金制度の理念と構造—より良い社会に向けた課題と将来像」（[社会保険研究所](#)、2024 年 4 月 23 日新刊）の第 15 章（国民年金保険料の免除と猶予）でも論じています。

※本稿は、「年金時代」（社会保険研究所）に、2024 年 9 月 27 日付けで掲載されたものです。

【筆者プロフィール】高橋俊之（たかはし としゆき）

1962 年東京都生まれ。1987 年東京大学法学部卒。厚生省入省。2004 年から 2008 年まで社会保険庁で総務課企画官・企画室長。2015 年から内閣府で大臣官房審議官（経済財政運営・経済社会システム担当）。2017 年から厚生労働省で年金管理審議官、2019 年から年金局長。2019 年の財政検証、2020 年の年金制度改正法案などを担当。2022 年 6 月厚生労働省退官。同年 10 月より三井住友銀行顧問、株式会社日本総合研究所特任研究員。日本年金学会会員